

社会福祉法人 八幡浜市社会福祉協議会 社協ヘルパーステーション八幡浜
(介護予防・日常生活支援総合事業) 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する、社協ヘルパーステーション八幡浜（以下「事業所」という。）が実施する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所の職員（以下「職員」という。）が、要支援状態等にある利用者に対し、適正な訪問型サービスの提供をすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、自立を支援し、生活の向上に資するサービス提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 利用者の心身機能、環境状況等を把握し、地域包括支援センター又は介護支援専門員、医療機関及び八幡浜市等と連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者ができることは、利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。

3 前項のほか、八幡浜市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社協ヘルパーステーション八幡浜
 - (2) 所在地 八幡浜市保内町宮内1番耕地124番地（保内保健福祉センター1階）
- 2 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名称 ヘルパーステーション松柏
 - (2) 所在地 八幡浜市松柏乙1101番地（八幡浜市保健福祉総合センター2階）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、本会会長（以下「会長」という。）の命を受けて、職員並びに業務の管理を行う。
- (2) サービス提供責任者（訪問事業責任者） 1名以上
利用者及び家族等の必要な相談に応じるとともに、適切な訪問型サービスサービスが提供されよう事業所内の調整、訪問介護計画の作成、他の介護保険事業所その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。また、訪問介護員に対する技術指導及び訪問型サービスの提供等を行う。
- (3) 訪問介護員 3人以上
訪問型サービスの提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 毎日

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 前各項について、会長が特に必要と認める場合はこの限りではない。

(訪問型サービスの内容)

第6条 訪問型サービスの内容は身体介護、生活援助とする。

(利用料その他の費用の額)

第7条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、八幡浜市が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

2 八幡浜市が定める基準以外のサービス提供を実施した場合は、その実費を徴収する。

(1) 病院の通院介助においては、次の額を徴収する。

① 30分未満・・・・・・・・・・・・・・・・800円

② 30分以上1時間未満・・・・・・・・1,600円

③ 1時間以上(30分増す毎に)・・・・800円

(2) 事業所より、離島在住の利用者の居宅を訪問し、訪問型サービスの提供を行う場合に要した費用は、その実費を徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、八幡浜市とする。

(受給資格等の確認)

第9条 事業所は、訪問型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、訪問型サービスを提供するように努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 職員は、訪問型サービスの提供中に、利用者の容体急変及びその他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(事故発生時の対応等)

第11条 事業所は、訪問型サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに当該利用者の家族等、地域包括支援センター又は介護支援専門員及び八幡浜市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第12条 本会は、訪問型サービスの提供により損害賠償すべき事故が発生した場合には、必要な措置を講じるものとする。

但し、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとする。

2 本会は、前項の損害賠償を速やかに履行するものとする。

(苦情処理)

第13条 事業所は、訪問型サービスの提供等に対しての利用者等からの苦情に、迅速かつ適切に対応

するため、相談窓口の設置及びその他必要な措置を講じるものとする。

(守秘義務)

第14条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 本会は、職員の退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らすことのないよう、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 事業所は、サービス担当者会議において、利用者及びその家族等の個人情報を用いる場合には、利用者及びその家族等の同意を文書により事前に得るものとする。

(記録の整備)

第15条 事業所は、次に定める諸記録を整備するものとする。

- (1) 訪問介護計画書
 - (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 八幡浜市への通知の記録
 - (4) 苦情の内容等の記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業所は、上記の諸記録をその完結の日から5年間保管するものとする。

(その他の運営に関する実施事項)

第16条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年7月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成22年9月7日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成23年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成28年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。